# 長岡京市営浴場運営委員会(令和7年度第1回)報告書(要旨)

**日 時:** 令和7年7月28日(月)午前10時~11時

場 所: 北開田会館1階大会議室

出席者: 奥本委員(会長)、北村委員、野老委員、西口委員、西村(喜)委員、

西村(淳)委員、野間口委員、比果委員、桝田委員、吉岡委員

担当者:田端室長、渡邉、中地

北開田会館菱田館長

### 配布資料

·長岡京市営浴場運営委員会名簿

- ・令和6年度 浴場利用者人数調べ(4月~3月)…資料1
- ・令和6年度 長岡京市営浴場決算書…資料2
- ・ふれあいの湯ウィークポスター (浴場掲示用)

# 会議内容

# (1)役員の選任について

- · 会長→奥本委員
- ・職務代理者→北村委員(奥本会長から指名)

### (2) 浴場の運営状況について

## (事務局)

(資料1) 令和6年度の浴場の利用者数等について

### (令和6年度の利用状況)

- ・年間の営業日数は308日、利用者数の合計は34,737人となった。
- ・利用割合は大人が46.5%、70歳以上が52.2%、子供が1.2%となっている。
- ・コインパーキング利用者数について、令和6年度下半期は1日平均15台~19台。

#### (夏休みこども無料キャンペーン(ふれあいの湯ウィーク)について)

- ・令和6年度、ふれあいの湯の利用促進を図るために小学校の夏休み期間中に夏休み子ども無料キャンペーンを実施し、大人同伴の子供の入浴料を無料にした。期間中に95人の利用があった。
- ・令和 7 年度についても、7 月 18 日(金)  $\sim$ 8 月 25 日(月) の夏休み期間に子ども無料キャンペーンを実施。
- ・広報活動は広報長岡京や地元の北開田だよりへの掲載、市ホームページ、市の LINE 配信、浴場前のポスター掲示、近隣の小学校生徒の保護者への電子配信(スクリレ)を活用して周知を図った。

# 【主な意見】

- ・子どもの利用者が微増し、コインパーキングの利用者も若干増えている。近隣自治体向日 市の銭湯の休業日に利用者が増えると聞いており、全体的に利用者増加に関する取り組み の効果が出ているのではないか。
- ・子どもの利用者は全体で比較すると少なく、浴場についてより周知することが必要ではないか。
- ・銭湯に行きたいという人が減っていると感じているが、銭湯は他の利用者と交流できるのが良いところであり、無くしてはいけないと感じている。ただ、時代の流れなどで、そこまで銭湯に行きたいという人がいないのは事実である。
- ・浴場前の旧券売所跡地にごみが散乱している。浴場に行った際に、あれが目に入るのは心 地いいものではない。跡地に関して今後の活用予定はあるか。
- →事務局:今後、小屋撤去後にコンクリートを敷設する予定。券売所は、元々自治会からの要望によって撤去した。ごみが不用意に投棄されることを防ぐため撤去を行ったが、現時点で土地活用は決まっていない。

# (3) 令和6年度決算について

## (事務局)

(資料2) 令和6年度の決算について説明

- ・ 令和 6 年度歳入の合計は 5,275 千円、歳出の合計は 18,157 千円であった。
- ・歳出について、女子浴室天井タイルの剥落修繕や入り口の土間タイルの修繕など、その他随時細かな修繕を行い、修繕料は1,175千円であった。

#### 【主な意見】

- ・一部、シャワーの温度調節のバルブが効かない部分がある。シャワーから出る湯の温度が熱い。
- →事務局:バルブの状態、温度も含めて今後点検を行う。
- ・浴槽から水漏れがあるが、修繕できないか。
- →事務局:浴槽からの水漏れは壁や床に埋めこまれた配管の全体的な老朽化に起因している。埋め込まれた配管の構造が複雑であることや、それにかかる費用の観点から早期の対応は難しい。

# (4) その他

#### (事務局)

- ・市営浴場前の旧券売所小屋を 7/15 (火) ~7/17 (木) にかけて撤去工事を行った。これまで券売所の軒下は、自治会の古紙回収場所となっていたが、回収日以外にダンボールやその他のゴミが投棄されることが問題となっていたため、自治会からの要望により小屋の撤去を行った。
- ・現在の古紙回収場所は、北開田第2公園前になっており、移転のお知らせ周知の貼り紙を

している。

・跡地の活用方法については、今後検討する。

# 障がい者減免について

# (事務局)

・今年度より、障がい者に対する減免制度の運用を開始した。

# 【主な意見】

- ・障がい者減免に関して、付き添いの者に対しての減免措置も必要ではないか。
- →他委員:減免措置が無くても、当浴場の利用料金は比較的低廉であり、他の入浴施設でも そのようなサービスは見受けられないことから、付き添いの者への減免は不要ではないか。

以上